

射水市学校給食センター給食調理・搬送等業務実施要領

学校給食は成長期にある子どもの心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしている。

安全安心な学校給食を提供するためには、調理における工夫や技術のほか、高度な衛生管理に関する意識や手法等が求められ、価格だけではない様々な要素を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルを実施する。

1 業務概要

- (1) 業務名 射水市学校給食センター給食調理・搬送等業務
- (2) 業務内容 別紙「射水市学校給食センター給食調理・搬送等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
※契約締結日から令和8年3月31日までを準備期間とし、受託者の負担において業務開始までに万全な体制を整えるものとする。
- (4) 見積金額限度額 5か年分合計 516,286,000円 以内とする
(消費税及び地方消費税相当額を含む)
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※限度額を超えた者は失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 本件の公募開始日から過去2年間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (7) 射水市の競争入札参加資格者名簿のうち、その他業務（学校給食等）の業種に登録されていること。
- (8) 本件の公募開始日から過去3年間、給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の禁止又は営業の停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (9) 富山県内に本社、支社、営業所又は事業所を有していること。
- (10) 学校給食調理業務の受託実績が3年以上あり、厚生労働省作成「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省作成「学校給食衛生管理基準」に基づいた業務が可能であること。
- (11) 万一の事故発生に備えて生産物賠償責任保険に加入していること。

3 実施スケジュール

内容	期日
公募開始（実施要領等の公開）	令和7年10月1日（水）
射水市学校給食センター現地見学会	令和7年10月7日（火）午後3時から
仕様書等に関する質問書の提出期限	令和7年10月9日（木）午後3時まで
仕様書等に関する質問書の回答期限	令和7年10月14日（火）午後3時まで
申請書等の提出期限	令和7年10月16日（木）午後3時まで
1次審査（書類審査）の結果通知	令和7年10月22日（水）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年11月5日（水）
2次審査の結果通知	令和7年11月中旬
契約締結	令和7年12月上旬

4 提出書類等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

なお、1社1提案とする。

- (1) 公募参加申請書（様式第1号）
- (2) 事業者概要調書（様式第2号）
- (3) 給食調理業務実績書（様式第3号）
- (4) 見積書（様式第4号）
- (5) 見積内訳書（参考様式）
 - ・見積書に記載する金額は業務期間（5年間）の合計金額とし、見積金額限度額の範囲内とすること。
 - ・見積書記載金額の算出資料として、見積内訳書も併せて提出すること。
- (6) 提案書（任意様式）
 - ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とし、縦型フラットファイルに

綴じること

・各ページに番号を付けること。

- (7) 国税納税証明書（直近2年分）
- (8) 市町村税完納証明書
- (9) 貸借対照表（直近1年分）
- (10) 損益計算書（直近1年分）
- (11) 履歴事項全部証明書
- (12) 生産物賠償責任保険に加入していることがわかる書類
- (13) 事業者の概要等がわかるパンフレット類

5 提案書に記載する事項

別紙「選考基準」の各項目の内容を記載し、項目順に綴ること。

6 現地見学会

- (1) 申込方法 射水市学校給食センターに現地見学会出席者名簿（様式第5号）を本実施要領8（2）のメールアドレスあてに電子メールで送信すること。
- (2) 申込期限 令和7年10月6日（月）午後3時まで
- (3) 集合場所 射水市学校給食センター 2階会議室
- (4) その他 見学者は1社につき2名までとする。検収スペース、調理スペース等への立入りを希望する者は、直近1か月以内の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌）及び清潔な服装（白衣、帽子、マスク、履物）を持参すること。

7 質問書の受付及び回答

- (1) 質問方法 質問書（様式第6号）により本実施要領8（2）のメールアドレスあてに電子メールで送信すること。
- (2) 回答方法 市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

8 申請書等の提出

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 〒934-0049 富山県射水市鏡宮203番地5
射水市学校給食センター
電話 0766-82-8060
FAX 0766-82-8061
メール kyushoku@city.imizu.lg.jp
- (3) 提出部数 提案書10部 その他の書類各1部

(4) その他

- ・持参の場合は、土、日、祝日を除く平日の午前8時から午後4時までの間とする。
- ・郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。(郵送する際は必ずその旨を射水市学校給食センターまで連絡すること。)

9 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は提出された提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の提案書等が無効となった場合は、評価により順位づけられた提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は射水市学校給食センター職員等関係者に本提案に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (5) 見積金額限度額を超過した場合

10 提案の審査

(1) 審査方法

書類審査による1次審査及びプレゼンテーション審査による2次審査で評価を行う。

(2) 1次審査(書類審査)

提出書類を審査し、結果を令和7年10月22日(水)までに電子メールにて通知する。

(3) 2次審査(プレゼンテーション審査)

①実施時期

- ・令和7年11月5日(水)

※詳細な日程は提案者に別途電子メールにて通知する。

※審査過程は非公開とする。

②実施方法

- ・本市が設置する「射水市学校給食調理等業務委託業者選考委員会」が提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について審査基準に基づいて審査を行う。
- ・プレゼンテーションの順番は原則として提案書の到着順とする。
- ・説明は1事業者30分以内、質疑は10分程度を予定している。

※詳細は提案者に別途電子メールにて通知する。

※プレゼンテーション審査は非公開とする。

③審査基準

提案の評価項目の配点は、以下の表のとおりとする。

評価項目		配点
1	学校給食についての基本的な考え方	10
	・学校給食の意義、重要性及び食育に対する考え方	5
	・学校給食調理・搬送等業務を受託する上での取組姿勢	5
2	業務遂行能力	35
	・学校給食調理業務の受託実績	5
	・日々の安定した調理・搬送等業務実施のための取組み及び体制	10
	・受託開始までの準備・研修と受託当初の運営安定に向けた取組	5
	・市及び給食センターとの意思疎通のための連絡体制	5
	・万一業務の履行が不可能となった場合の業務継続方法	10
3	従事者数の確保及び教育・研修体制	30
	・業務実施に当たっての具体的な配置人数及び組織体制	5
	・配置する正規職員数及び資格取得者数	5
	・従事者に対する研修内容、実施回数	5
	・パート職員を含めた配置人員の確保に当たっての地域雇用への配慮	10
	・欠員発生時の代替人員確保体制	5
4	安全衛生対策	30
	・安全衛生対策に対する基本的な考え方	10
	・配置する人員に対する健康管理体制	10
	・業務上使用する設備、備品等に対する安全衛生対策	10
5	危機管理体制	20
	・食中毒及び異物混入事案発生防止のための取組み	10
	・万一食中毒又は異物混入事案が発生した場合の対応	5
	・労災事案・食品衛生事故、搬送中の事故が発生した場合の対応	5
6	アレルギー対応	10
	・代替食又は除去食の調理体制	5
	・アレルギー事故防止対策	5
7	その他	5
	・提案者における本市の食育推進や地域貢献等に資する独自の取組み	5
8	見積金額	10
	・最低見積額÷見積額×配点	10
評価点合計		150

11 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

選考委員が審査基準に基づき提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順位をつける。1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

(2) 提案者が1社の場合の取扱い

最低基準点数（総合評価点の60%以上）を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定、結果の通知及び公表

- ①審査結果は各提案者に電子メールにより通知する。
- ②優先交渉権者の審査結果を射水市学校給食センターのホームページで公表する。
- ③審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

12 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件にかかる仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 提出期限後の内容の変更、追加又は再提出は認めない。
- (6) 提案者は、提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。

14 問い合わせ先

射水市学校給食センター

電話：0766-82-8060（直通）

メール：kyushoku@city.imizu.lg.jp